

四日市市告示第127号

四日市市学校給食用農産物供給事業費奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市学校給食用農産物供給事業費奨励金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市学校給食用農産物供給事業費奨励金交付要綱（平成23年四日市市告示第400号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、<u>市立小中学校</u>に給食用の農産物を供給する農業者等に対して、奨励金を交付することをもって、本市における学校給食への地元産の安全安心な農産物の供給及び安定的な農業経営への展開を支援することで、地産地消の推進を図ることを目的とする。</p> <p>（奨励金の交付対象となる事業）</p> <p>第4条 奨励金の交付対象となる事業は、市内のほ場で生産した野菜、穀物、果物等（以下「農産物」という。）を給食用の食材として<u>市立小中学校</u>に供給する事業とする。</p> <p>（奨励金の額）</p> <p>第5条 奨励金の額は、<u>市立小中学校</u>給食用農産物として市場で取引された価格の<u>10分の3</u>の額とし、予算の範囲内で</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、<u>市立小学校</u>に給食用の農産物を供給する農業者等に対して、奨励金を交付することをもって、本市における学校給食への地元産の安全安心な農産物の供給及び安定的な農業経営への展開を支援することで、地産地消の推進を図ることを目的とする。</p> <p>（奨励金の交付対象となる事業）</p> <p>第4条 奨励金の交付対象となる事業は、市内のほ場で生産した野菜、穀物、果物等（以下「農産物」という。）を給食用の食材として<u>市立小学校</u>に供給する事業とする。</p> <p>（奨励金の額）</p> <p>第5条 奨励金の額は、<u>市立小学校</u>給食用農産物として市場で取引された価格の<u>10分の1</u>の額とし、予算の範囲内で交</p>

<p>交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(奨励金の交付申請)</p> <p>第6条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、農産物を<u>市立小中学校</u>に供給した学期ごとに、四日市市学校給食用農産物供給事業奨励金交付申請書兼実績報告書(第1号様式。以下「申請書兼報告書」という。)に次の各号に定める書類を添えて、市長の指定する期日までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(奨励金の交付申請)</p> <p>第6条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、農産物を<u>市立小学校</u>に供給した学期ごとに、四日市市学校給食用農産物供給事業奨励金交付申請書兼実績報告書(第1号様式。以下「申請書兼報告書」という。)に次の各号に定める書類を添えて、市長の指定する期日までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

第1号様式及び第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

四日市市長

年度四日市市学校給食用農産物供給事業費奨励金請求書

住 所

※氏 名

四日市市学校給食用農産物供給事業費奨励金交付要綱第8条の規定に基づき、学校給食用農産物供給事業費奨励金を下記のとおり金額を請求します。

記

請求金額 円

※申請者の記載にあたっては、署名（法人その他の団体にあたっては、代表者の署名）
又は記名押印をすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市農業研修費補助金交付要綱（平成23年四日市市告示第92号）	(略)	(略)
四日市市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年四日市市告示第167号）	(略)	(略)
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考

(略)		
四日市市農業研修費補助金交付要綱（平成23年四日市市告示第92号）	(略)	(略)
<u>四日市市学校給食用農産物供給事業費奨励金交付要綱（平成23年四日市市告示第400号）</u>	<u>第1号様式及び第3号様式</u>	<u>第3号様式については、署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。</u>
四日市市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年四日市市告示第167号）	(略)	(略)
(略)		

(商工農水部農水振興課)